

芦屋市防災会議条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 芦屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>(3) 水防法(昭和24年法律第193号) <u>第33条第2項</u>の規定に基づく水防計画の調査審議に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 芦屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>(3) 水防法(昭和24年法律第193号) <u>第32条</u>の規定に基づく水防計画の調査審議に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>